

会 議 録

会議の名称	第4期第2回東久留米市空家等対策協議会
開催日時	令和7年2月20日（木）午後3時30分から午後5時00分
開催場所	東久留米市役所7階 704会議室
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略）</p> <p style="padding-left: 40px;">委 員：前田 容貴、若林 浩、川 義郎、武藤 進、北村 喜宣 塩野 麻里、齋藤 正人、下村 尊彦、濱中 冬行、 土屋 健治</p> <p>●欠席者（敬称略）</p> <p style="padding-left: 40px;">会 長：富田 竜馬 委 員：村上 貢、小泉 明</p> <p>●事務局</p> <p style="padding-left: 40px;">環境政策課長 浅海 希 同課 係長 金子 綾子 同課 主任 宮城 晴佳 同課 主事 杉野 菜々子</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 会議録の確認 3. 作業部会の進捗について <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定空家等協議部会からの報告 (2) 有効活用部会からの報告 4. 事務局より報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理不全空家等について (2) 東久留米市空家等対策事業スケジュールについて 5. 特定空家等の認定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定空家等の判定について (2) 特定空家等の認定と措置 6. その他 7. 閉 会
配布資料	<p>次 第</p> <p>資料1 第4期第1回東久留米市空家等対策協議会 会議録（案）</p> <p>資料2 空家等対策協議会 部会経過報告</p> <p>資料3 東久留米市管理不全空家等判定基準（案）</p> <p>資料4 東久留米市空家等対策事業スケジュール（案）</p> <p>当日資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等の判定について ・特定空家等の認定と措置について ・特定空家等候補ファイル（特定個人情報を含むため、会議終了後回収）

問い合わせ先	東久留米市環境安全部環境政策課生活環境係 電話：042-470-7753（直通）
--------	---

会議経過（意見等要約）ここから

1. 開会

会議の成立

東久留米市空家等対策協議会条例（以下、「協議会条例」という。）第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。

会議の公開について

東久留米市空家等対策協議会条例第6条第5項に基づき本協議会は公開となるが、後半の議事では、同条同項第1号「情報公開条例第7条に規定する非開示情報を含む事項」を検討するため、「次第5 特定空家等の認定について」より非公開とする。
また、傍聴人を3名までとする。

2. 会議録の確認（資料1 第4期第1回東久留米市空家等対策協議会 会議録（案））

【事務局より説明】

令和6年10月4日に開催された第4期第1回東久留米市空家等対策協議会 会議録（案）については、非公開事項を削除したうえで（案）をとり、市ホームページ等で公開済み。非公開事項に関しては、会議録は「会議の概略のみ」とする。

【委員】

意見なし。

3. 作業部会の進捗について

特定空家等協議部会からの報告

【特定空家等協議部会長より説明】（資料2 空家等対策協議会 部会経過報告）

令和6年11月29日（金）に開催した特定空家等協議部会にて、以下2点を検討したため、報告する。

① 東久留米市空家等対策庁内検討委員会からの報告

令和6年11月12日、19日と二日間かけて庁内判定部会を開催。特定空家等候補2件について詳細な経過・現状等を事務局より説明し、特定空家等の判定について検討したうえで、特定空家等候補として判定。

② 管理不全空家等について

第15回空家等対策庁内検討委員会での指摘事項を踏まえ、第4期第1回特定空家等協議部会にて「管理不全空家等」の当市における判定基準について議論したうえで、資料3を作成している。詳細については別途事務局より説明。

有効活用部会からの報告

【有効活用部会部会長より説明】（資料2 空家等対策協議会 部会経過報告）

前回の第4期第1回空家等対策協議会以降、有効活用部会は開催していないが、「【資料4】東久留米市空家等対策事業スケジュール（案）」に記載のとおり、次回の有効活用部会は、3月頃に第4期第1回目を開催予定。

予定議題については、以下のとおり。

①「空き家セミナー・相談会について」

令和7年5月10日（土）に市民プラザにて空き家セミナー・相談会を実施予定。令和7年度は2回開催を予定しており、2回目については令和7年10月11日（土）を予定。

②「空家等管理活用支援法人について」

現在、東久留米市では空家等管理活用支援法人について「当面指定しない」と基準を定めているが、令和7年度は他自治体の動向を注視し、調査・研究を進める。

空家等管理活用支援法人の制度については、事務局より説明。

【副会長】

現在の市内の空き家の動きはいかがか。

【委員】

空き家相談会・セミナー開催に伴い、数件ずつ空き家が解消していると認識している。その他、空き家の状況に関して事務局で把握していることはあるか。

【事務局】

昨今の気候変動等に伴い、空き家の部材が剥落し、周辺からの苦情が増加していると感じる。また、空き家の件数については微増している認識だが、詳細な件数は不明のため別途報告。来年度は空き家に係る実態調査を実施予定。

【委員】

東京都全体での空き家比率は、10.95%。空家等対策協議会資料を作成する際、平成30年の結果がでていたが、その後、5年経過しどれほど数値に変化があったのか、東久留米市及び近隣自治体の数値を提出してほしい。

【副会長】

他に意見等あるか。

【委員】

意見なし。

4. 事務局より報告

(1) 管理不全空家等について

【事務局より説明】（資料3 東久留米市管理不全空家等判定基準（案））

令和6年7月10日に開催した、第3期第5回東久留米市空家等対策協議会にて説明した案より、庁内検討委員会、第4期第1回特定空家等協議部会における意見等を踏まえ修正。変更箇所については以下のとおり。

変更箇所

①（目的）第1条

「（以下「ガイドライン」という。）」を削除。

②（管理不全空家等）第2条

「管理不全空家等」のあとに（以下、「空家等」という。）を追加。

③（基準）第3条

「隣接する接道等から視覚的に確認できる範囲」を追加。

④全体の「または」「もしくは」の使い方の見直し。

⑤判定基準小分類 「落雪による通行障害等の発生」を削除。

【副会長】

第3条「市長は、空家等に隣接する接道等から」の「隣接する接道等」は同じ意味合いでは。

【委員】

同じ意味合いに感じる。

【副会長】

「隣接する接道等」を「隣接する道路等」に変更を。他に意見等あるか。

【委員】

「以下〇〇」の「以下」の後の点は削除した方がよい。

【事務局】

承知した。

【副会長】

他に意見等あるか。

【委員】

意見なし。

（２）東久留米市空家等対策事業スケジュールについて

【事務局より説明】（資料４ 東久留米市空家等対策事業スケジュール（案））

本年度については、第４期第１回有効活用部会を３月下旬に開催予定。

来年度については、（仮）第２期東久留米市空家等対策計画策定に向け、実態調査を行う予定。

また、特定空家等候補のケース３の空き家については、本協議会で特定空家等と判定され、認定された後、来年度の夏頃を目途に除却予定。

【副会長】

意見等あるか。

【委員】

意見なし。

５．特定空家等の認定について～以降 非公開事項～

６．その他

【事務局より説明】

当日資料及びファイルは事務局にて回収する。また東京都にて「東京都地域別空家活用セミナー」が開催される。興味ある方は申し込みを。

【副会長】

事務局からの報告は以上。意見等はあるか。

【委員】

なし。

６．閉 会

【会長】

予定の議事は全て終了。第４期第２回東久留米市空家等対策協議会を閉会する。